民主党熊本県参議院選挙区第1総支部	熊本県熊本市桜町二―二一	熊本県熊本市神水一―六―一	二一、一二、一七	
民主党参議院比例区第76総支部	熊本県荒尾市本井手一七五三	熊本県荒尾市下井手一六一六―六七	二一、一二、一七	
民主党沖縄県総支部連合会	沖縄県那覇市泉崎二―四―一〇	沖縄県那覇市泉崎一―一一―一	二一、一二、一七	
異動事項	新	旧	届出年月日	
支部の数	六二八	六六四	二三、一、一七	
（解散した支部の名称）				
民主党北海道参議院選挙区第4総支部				
民主党参議院比例区第64総支部				
民主党青森県参議院選挙区第3総支部				
民主党宮城県参議院選挙区第3総支部				
民主党山形県参議院選挙区第2総支部				
民主党参議院比例区第79総支部				
民主党群馬県参議院選挙区第2総支部				
民主党参議院比例区第90総支部				
民主党千葉県参議院選挙区第2総支部				
民主党千葉県習志野市支部				
民主党神奈川県参議院選挙区第2総支部				
民主党参議院比例区第68総支部				
民主党参議院比例区第66総支部				
民主党参議院比例区第73総支部				
民主党参議院比例区第74総支部				
民主党参議院比例区第88総支部				
民主党石川県参議院選挙区第2総支部				
民主党福井県参議院選挙区第1総支部				
民主党岐阜県参議院選挙区第2総支部				
民主党静岡県参議院選挙区第1総支部				
民主党参議院比例区第82総支部				
民主党名古屋市中区支部				
民主党衆議院近畿ブロック比例区第5総支部				
民主党京都府参議院選挙区第4総支部				
民主党神戸市須磨区支部				
民主党鳥取県参議院選挙区第2総支部				
民主党参議院比例区第72総支部				
民主党島根県参議院選挙区第1総支部				
民主党広島県参議院選挙区第3総支部				
民主党徳島県参議院選挙区第2総支部				
民主党愛媛県参議院選挙区第2総支部				
民主党高知県第3区総支部				
民主党参議院比例区第71総支部				
民主党宮崎県参議院選挙区第2総支部				
民主党鹿児島県参議院選挙区第1総支部				
民主党参議院比例区第52総支部				

みんなの党				
異動事項	新	旧	届出年月日	
支部の主たる事務所の所在地	東京都大田区西蒲田七―四四―五	東京都大田区蒲田四―四三―一七	二三、一、一七	
民主党東京都第4区総支部	東京都千代田区永田町二―一七―五	東京都目黒区大橋二―一六―三五	二三、一、一七	
民主党東京都参議院選挙区第3総支部	大阪府大阪市東淀川区東中島一―一七―	大阪府大阪市中央区北浜東二―一九	二三、一、一七	
民主党大阪府参議院選挙区第1総支部	五			
異動事項	新	旧	届出年月日	
支部の数	七三	七四	二二、一一、八	
（解散した支部の名称）				
みんなの党参議院大阪府第1支部				
異動事項	新	旧	届出年月日	
支部の数	七四	七三	二二、一一、三〇	
（設立された支部の名称）	（主たる事務所の所在地）	（主たる活動区域）	（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）	
みんなの党福井県大野市議会第1支部	福井県大野市中保二四―一八―六	福井県大野市		
異動事項	新	旧	届出年月日	
支部の数	七三	七四	二二、一一、三〇	
（解散した支部の名称）				
みんなの党福井県大野市議会第1支部				
異動事項	新	旧	届出年月日	
支部の数	七四	七三	二二、一二、一〇	
（設立された支部の名称）	（主たる事務所の所在地）	（主たる活動区域）	（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）	
みんなの党参議院長崎県第1支部	長崎県佐世保市卸本町一七六―一一	長崎県		

○総務省告示第九十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成二十三年三月二十三日

総務大臣　片山　善博

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　北海道苫小牧市旭町3丁目6番13号（65.30） (2)　北海道苫小牧市字錦岡443番地1099（49.90）	北緯42度37分59秒東経141度36分09秒の地点と北緯42度37分24秒東経141度31分18秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域